

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジンバブエ	ニヤコンバ ^{ニヤコンバ} 灌漑事業のための ^{灌漑} ニヤコンバ ^{ニヤコンバ} 灌漑事業のための贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の交換公文	ニヤコンバ ^{ニヤコンバ} 灌漑事業のための ^{灌漑} ニヤコンバ ^{ニヤコンバ} 灌漑事業のための贈与の購入のために必要な生産物及び役務の購入	1,791,000千円 H32.3.31まで	H27.11.9 ハラレで (同日)	日本側 平石好伸在ジンバ ブエ大使 ジンバブエ側 パトリック ・チナマサ財務・経済開 発大臣	H27.11.19 411号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。